

第2回通常総会のご報告

特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

第2回通常総会を、以下のとおり開催しました。

日時：2005年9月4日（日） 午後1時より1時30分まで

場所：大阪NPOプラザ大ホール

（大阪市福島区吉野4丁目29-20：TEL: 06-6465-8390）

（地図：<http://www.onp.or.jp/map.html>）

総会参加会員数：31名

当日は、総会に引き続き、2時から5時30分まで、シンポジウム「NPO会計支援の現状と展望」を開催しました。

議題

I 第2期（2004年7月1日－2005年6月30日）事業報告

II 第2期（2004年7月1日－2005年6月30日）会計報告

III 第3期（2005年7月1日－2006年6月30日）事業計画

IV 第3期（2005年7月1日－2006年6月30日）予算

V 定款変更の件

IからIVまでの議題は、定款により理事会の承認事項となっていますので、この通常総会においては、理事会承認となった内容を理事の加藤俊也より報告するとともに、質疑・要望などをお聞きしました。参加者からは、特に質問や要望事項もなくご理解いただきました。

Vの議題は、定款の変更内容及びその趣旨を理事長の赤塚和俊より説明があり、満場一致で、定款変更が承認されました。

なお、定款と会費規定については、当ネットワークのホームページをご覧ください。

I. 事業報告

1、第2期の事業方針及び事業計画は、以下のとおりであった。

事業方針	
1)	NPO会計基準策定に向けての調査研究を行う。
2)	NPOの会計税務に関するセミナーを行う。
3)	専門家及びNPO実務担当者のための研修事業を行う。
4)	望ましいNPO税制の研究と提言を行う。
5)	アメリカの専門家を招聘し海外の事例を紹介、交流を行う。

事業名	事業計画
1) 調査研究事業	会計書類の収集と分析を実施する。
2) 普及啓発事業	一般向けの会計税務セミナーの開催や、個別NPOの支援を実施する専門家会議の形成を支援する。
3) 研修事業	専門家を対象とした研修会の開催を行う。
4) 税制研究事業	メーリングリスト上で意見交換を行う
5) 国際交流事業	フォーラムと交流会を開催する。

2、これに対し、今期の実績の概要は以下のとおりである。

事業名	事業内容	実績
1) 調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> 財務データの基礎調査の実施 財務データベースの構築に関する調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度においては、NPOの会計基準の研究調査まではできなかったが、静岡県ホームページで公開されているNPO法人のうち、269団体の財務データの基礎調査を行なった。 今回の基礎調査に伴い、財務データベースの構築に関する調査の実施を行った。
2) 普及啓蒙事業	<ul style="list-style-type: none"> テキストの作成と普及 メーリングリスト等による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページで「NPO法人の法人税」及び「NPO法人の消費税（2005年度版）」のテキストを無償提供し、全国各地の専門家や中間支援組織などが実施するNPO向けの会計税務セミナーでの利用を可能にした。 ホームページ及びメーリングリストで、全国各地の会計税務セミナー情報を提供した。 全国各地で活動する専門家会議の活動情報をメーリングリストで提供し、各地域での専門家会議の形成及び活動を間接的に支援した。
3) 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> セミナー・個別相談会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「市民セクター全国会議 2004」にて「市民セクターにおける会計専門家の役割」と題した協賛プログラムを行い、「パネルディスカッション」、「実務セミナー『NPO法人と消費税』」、「市民団体関係者からの個別相談」を実施した。
4) 税制研究事業	<ul style="list-style-type: none"> メーリングリスト等による情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 主にメーリングリストで事例紹介、意見交換を行った。
5) 国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> フォーラム・交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 米国から専門家を招聘し「会計税務専門家によるNPO支援と政策提言」と題したフォーラムを開催した。（会計上は普及啓発事業に含む）
6) 政策提言事業	<ul style="list-style-type: none"> キャンペーンへの協賛 	<ul style="list-style-type: none"> 「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」キャンペーンに協賛した。

3、実施した主要な事業内容は、以下のとおりである。

1) 調査研究事業（事業支出：51千円）

2005年の2月上旬から、理事の加藤俊也（公認会計士・税理士）と理事の瀧谷和隆（税理士）と当団体の会員である札幌学院大学の畑山紀氏（商学部教授）が中心に、静岡県のホームページで公開されているNPO法人の事業報告書等（事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書）及び役員名簿の基礎調査を開始した。そして、札幌学院大学の4名の学生の手を借り、その静岡県のNPO法人うち、269団体の事業報告書等及び役員名簿をダウンロードするとともに、そのデータをエクセルに集計し財務データベースを構築した。今年度においては、次年度に向けての、NPO法人の事業報告の実態把握やNPO会計基準策定などに関するワーキンググループ形成のための基礎調査・分析と位置づけている。

2) 普及啓蒙事業（事業支出：0千円）

①理事長の赤塚和俊（公認会計士・税理士）が、これまでセミナーなどで使用していた「NPO法人の法人税」及び「NPO法人の消費税（2005年度版）」のテキストを、当団体のホームページに公開するとともに、誰でもがそこからダウンロードできるようにし、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織などが実施する会計税務セミナーでの利用を可能にした。

②ホームページ及びメーリングリストで、会計税務の専門家やNPO関係者に対して、全国各地の会計税務セミナー情報などを発信し、より多くの者がNPO関連の法制度や会計・税務などの知識や情報を習得できる機会を提供した。

③全国各地で活動する会計税務に関する専門家会議の活動情報などをメーリングリストで提供し、各地での専門家会議の形成及び活動を間接的に支援した。

3) 研修事業（事業支出：0千円 但し、下記5の国際交流事業と重複する）

2004年9月11日と12日に東京で開催された「市民セクター全国会議2004」に協賛し、9月12日に下記のプログラムを実施した。

・パネルディスカッション「市民セクターにおける会計専門家の役割」

<パネリスト>

マーシャル ハント (Volunteer Accounting Service Team of Michigan, Director, CPA)

赤塚 和俊 (特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク 理事長)

神山 直規 (会計支援茨城 代表)

瀧谷 和隆 (特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク 事務局長)

・実務セミナー「NPO法人と消費税」：講師 赤塚 和俊 (公認会計士・税理士)

・会計専門家が市民団体関係者からの相談に応じる個別相談会

(当団体の会員である東京在住の公認会計士・税理士が対応)

(参加者総数 約20名：内部関係者も含む)

4) 税制研究事業（事業支出：0千円）

主にメーリングリストにて、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織の担当者などが、現実に直面しているNPO関連の会計・税務の事例についての情報・意見交換を行った。

これまでのメーリングリストの利用状況は下記の通りである。

－2003年2月（開設時）から2004年6月末まで－

メーリングリスト登録者数215名 投稿累積件数552件

－2004年7月から2005年6月末まで－

メーリングリスト登録者数243名 投稿累積件数1,103件

(上記の投稿累積件数には、セミナー情報や事務連絡や削除済の投稿なども含む)

5) 国際交流事業（事業支出：1,231千円）

（会計上は普及啓蒙事業を含む）

マーシャル・ハント氏を招聘し、アメリカにおける会計税務のNPO支援団体等の活動事例を参考に、「会計税務専門家によるNPO支援と政策提言」と題したフォーラムを開催した。また、この事業は、独立行政法人国際交流基金日米センターからの助成金を受けて実施した。

<日時> 2004年9月10日（金） 18時30分～21時

<場所> 国際交流基金国際会議場（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル20F）

<パネリスト>

マーシャル・ハント（Volunteer Accounting Service Team of Michigan, Director, CPA）

赤塚 和俊（NPO会計税務専門家ネットワーク理事長、公認会計士・税理士）

瀧谷 和隆（国際交流基金日米センターNPOフェロー第二期生、税理士）

松原 明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長）

<主催・共催・後援団体>

主催：特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

共催：独立行政法人 国際交流基金日米センター

後援：シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会、日本NPOセンター、

NPO事業サポートセンター

（参加者総数 約60名：内部関係者も含む）

6) 政策提言事業（事業支出：60千円）

2004年の秋季において、認定NPO法人制度の改正に向けて、「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」のキャンペーンに協賛した。

7) その他の本来事業に付随する事業

①NPO関係者からの電話、E-mailによる税務会計の顧問・監事などの紹介依頼につき、当団体のホームページに掲載している会員（会計税務の専門家）リストを紹介したり、当団体のメーリングリストで公募するなどし、会計税務に悩むNPO関係者が迅速に会計税務の専門家を探すための支援も実施した（年間2、3件程度）。

②会計税務の支援を必要とするNPO関係者や、地元の会計税務の専門家やNPO関係者などとの交流を希望する会計税務の専門家に対して、全国の会計支援事業を実施している中間支援組織のリストを作成し、ホームページ上に公開した（現在、19団体掲載。但し、活動が準備中または中止している団体も含む）。

③会員管理ソフトのASP（Application Service Provider）版の開発を開始した。
上記のソフトの開発により、当団体の会員管理が効率的になることはもとより、当団体と同様に会員管理に多くの時間を要しているNPOなどに提供することにより、より多くのNPOの会員管理業務の効率化が図られることと期待する。
今年度においては、その開発総予算として50万円を既に前払金として支出している。
実際の完成・運用開始は、2005年の秋季ごろを予定しており、また、この会員ソフトの一般のNPOへの普及は、2006年7月以降の事業になる見込みである。

④2004年12月の証券取引法の改正により、融資・貸付を業務とする民法組合（任意団体）の出資持分が「みなし有価証券」となり、証券取引法の規制を受けることになった。このことにより、市民から広く出資を受けてNPOや市民事業に融資を行っているNPOバンクが規制の対象となった。さらに、現在、金融審議会では、より広く投資商品・投資サービスの包括的・横断的な規制を行うための投資サービス法定が準備されている。投資サービス法では、証券取引法での融資・貸付という事業目的の制限が撤廃され、たとえば、ピースボートのような市民事業一般が規制の対象となる方向で議論が進んでいる。証券取引法、投資サービス法の規制が適用されると、公認会計士の会計監査が義務付けられ、その監査報酬は、毎年数百万

円以上といわれている。こうした監査報酬の負担は、市民事業には不可能であり、規制の適用は、実質的に、NPOバンクや市民事業の禁止を意味することになる。こうした点につき、NPOバンクは全国連絡会を結成し、こうした規制に反対する働きかけを開始した。@PROとしては、公認会計士の監査業務に関係することであり、また、規制と別途に、NPOバンクや市民事業の自主的な透明性確保には、税理士を含めた会計専門家の協力が必要であることから、弁護士とともに全国NPOバンク連絡会に参加し、ともに金融審議会などへの働きかけを行ってきた。2004年7月23日には、フォーラムを開催し、金融庁担当官の参加も得て、この問題を検討した。証券取引法、投資サービス法の問題は、わが国における非営利・公益の市民事業の将来に大きな影響を与えるものであり、また、事業の透明性確保という会計専門家のミッションにかかわる問題であるので、今後とも、全国NPOバンク連絡会とともに、この問題に対する取り組みを行いたいと考える。

監査報告書

特定非営利活動法人
NPO 会計税務専門家ネットワーク
理事長 赤塚和俊 様

平成17年8月7日

特定非営利活動法人
NPO 会計税務専門家ネットワーク
監事 中村 元彦

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2004年度（2004年7月1日から2005年6月30日まで）の特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークの業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、重要な会議の議事録その他の重要資料を閲覧するほか理事から事業の報告を聴取し、また財産の状況については証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令及び定款に違反する重大な事実はなく、2004年度の特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークの財産の状況は適正なものと認められます。

以上

II. 会計報告

2004年度 特定非営利活動に係る事業の会計 財産目録

2005年6月30日現在

特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク

科 目	摘 要	金 額 (単位:円)		
資産の部				
流動資産				
現金		5,385		
	加藤(東京)管理分	2,865		
	瀧谷(札幌)管理分	2,520		
普通預金		136,432		
	中央労働金庫中野支店	136,432		
郵便貯金	1口座	216,226		
郵便振替口座	1口座	30,000		
前払金	会員管理ソフト開発費用	500,000		
流動資産合計			888,043	
固定資産				
固定資産合計			0	
資産合計				888,043
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			0	
固定負債				
固定負債合計			0	
負債合計				0
正味財産合計				888,043

2004年度 特定非営利活動に係る事業の会計 貸借対照表

2005年6月30日現在

特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク (単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金	5,385	流動負債合計	0
普通預金	136,432	固定負債	
郵便貯金	216,226	固定負債合計	0
郵便振替口座	30,000	負債合計	0
前払金	500,000	正味財産の部	
流動資産合計	888,043	前期繰越正味財産	172,534
固定資産		当期正味財産増減	715,509
固定資産合計	0	正味財産合計	888,043
資産合計	888,043	負債及び正味財産合計	888,043

2004年度 特定非営利活動に係る事業の会計 収支計算書
2004年7月1日から 2005年6月30日まで
特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部		
会費収入		
正会員会費収入	1,185,000	
会費収入計		1,185,000
事業収入		
フォーラム参加料収入	93,000	
フォーラム広告料収入	149,160	
事業収入計		242,160
補助金等収入		
民間助成金収入	1,192,273	
補助金等収入計		1,192,273
雑収入		
受取利息	8	
雑収入計		8
経常収入合計		2,619,441
II 経常支出の部		
事業費		
調査研究事業		
雑給	36,960	
事務用品費	14,475	
【調査研究事業費】計		51,435
政策提言事業		
諸会費	60,000	
【政策提言事業費】計		60,000
普及啓蒙事業（国際交流事業）		
<<フォーラム開催費用>>		
会議費	2,100	
交際費	12,597	
講師旅費	614,565	
通信運搬費	21,850	
広報活動費	14,849	
消耗品費	40,710	
印刷製本費	6,000	
支払手数料	354,585	
保険料	2,060	
諸謝金	160,000	
雑費	2,000	
【普及啓蒙事業：国際交流事業】		
<<フォーラム開催費用>>計		1,231,316
事業費計		1,342,751

管理費			
通信運搬費	27,333		
広報活動費	89,300		
ホームページ整備費	18,290		
事務用品費	22,316		
印刷製本費	49,146		
支払手数料	22,000		
会場設営費	27,060		
諸会費	60,000		
事務局運営委託費	240,000		
雑費	5,736		
管理費計		561,181	
経常支出合計			1,903,932
経常収支差額			715,509
Ⅲその他資金収入の部			
その他資金収入の部合計			0
Ⅳその他資金支出の部			
2. 敷金・保証金支出			
前払金支出	500,000		
2. 敷金・保証金支出計		500,000	
その他資金支出の部合計			500,000
その他収支差額			-500,000
当期収支差額			215,509
前期繰越収支差額			172,534
次期繰越収支差額			388,043
Ⅴ正味財産増加の部			
1. 資産増加額			
当期収支差額	215,509		
前払金増加額	500,000		
1. 資産増加額合計		715,509	
正味財産増加額計			715,509
Ⅵ正味財産減少の部			
1. 資産減少額合計		0	
正味財産減少額合計			0
当期正味財産増減額			715,509
前期繰越正味財産額			172,534
期末正味財産合計額			888,043

(注1：当法人の資金の範囲は、現金預金及び短期の金銭債権債務としている。)

Ⅲ. 事業計画

第3期（2005年7月1日から2006年6月30日まで）の事業方針及び事業計画は、以下のとおりである。

事業方針	
1)	NPOの会計報告の実態を把握し、今後望まれる会計制度のあり方や会計支援のあり方についての調査研究を行なう。
2)	NPOに対する会計税務関連の情報と、会計税務の専門家に対するNPO関連の情報とを提供し、両者の知識の普及と啓発を図る。
3)	全国各地の中間支援組織等が実施する、専門家及びNPO実務担当者を対象とした会計・税務・マネジメントに関する研修等を支援する。
4)	望ましいNPOセクターの会計制度・税制・監査制度などについての助言や提言を行う。

事業名	事業計画
1) 調査研究事業	<p>【財務データベース事業】 第2期に実施した静岡県の財務データの基礎調査を踏まえ、当団体内・外部の関係者でワーキンググループを形成し、NPOの会計処理や会計報告の実態について調査分析する。また、これまでに全国各地で行なわれたNPOの会計・財務の調査分析資料や、インターネットで開示されているNPOの事業報告書等の情報を収集し、多くの専門家が、NPOの財務内容や会計報告の実態を把握するための基礎資料を作成・提供する。</p> <p>【NPO会計制度研究事業】 他の研究グループなどと連携し、今後のNPOの会計制度のあり方や、中間支援組織・税理士会・公認会計士協会・行政機関などのNPO支援のあり方についての研究を行なう（下記4の政策提言事業と重複する）。</p>
2) 普及啓発事業	<p>【情報共有事業】 主にメーリングリストを活用し、NPO関係者や専門家が直面する会計・税務・監査などに関する情報を共有する。</p> <p>【専門家会議促進事業】 NPO関係者と専門家とが直接意見や情報の交流ができるように、地域レベルでの専門家や中間支援組織による会議や勉強会の形成や活動を促進する。</p> <p>【シンポジウム開催事業】 2005年9月4日大阪にて、NPOへの会計支援を行なう全国各地の中間支援組織の担当者をパネリストに迎え、「NPO会計支援の現状と展望」題したシンポジウムを開催する。</p>
3) 研修事業	<p>【研修支援事業】 全国各地の中間支援組織等が実施する、専門家及びNPO実務担当者を対象とした会計・税務・マネジメントに関する研修等を支援するため、テキスト・参考資料の作成・提供や講師（専門家）の紹介を行なう。 (当年度は、当団体が主催で実施する研修事業は予定していない。)</p>
4) 政策提言事業	<p>【政策提言協賛事業】 主に外部の組織が主催する、NPOの会計基準、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク・市民事業等に関する証券取引法・投資サービス法の制度、その他NPOの設立・運営に関する法制度などに関する政策提言活動に、当団体の専門家の紹介や参画を呼びかけ、それらの政策提言活動に協賛する。</p>

IV. 予算

2005年度 特定非営利活動に係る事業の会計 収支予算書
 2005年07月1日から 2006年06月30日まで
 特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク

科 目	摘 要	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部			
会費収入			
正会員会費収入	@5,000円×250名	1,250,000	
会費収入計			1,250,000
事業収入			
シンポジウム参加料収入	@1,000円×50名	50,000	
事業収入計			50,000
経常収入合計			1,300,000
II 経常支出の部			
事業費			
調査研究事業			
諸謝金 (交通費含む)		150,000	
事務用品費		50,000	
調査研究事業計			200,000
政策提言事業			
諸会費	協賛会費	60,000	
政策提言事業計			60,000
普及啓発事業			
会場設営費		25,000	
通信運搬費		10,000	
広報活動費		10,000	
消耗品費		20,000	
印刷製本費		10,000	
諸謝金	参加助成金含む	650,000	
雑費		25,000	
普及啓発事業計			750,000
事業費計			1,010,000
管理費			
通信運搬費	電話・資料発送	47,000	
広報活動費	パンフレット印刷	90,000	
ホームページ整備費	更新・運用委託	140,000	
事務用品費	封筒等	35,000	
印刷製本費	総会資料等	55,000	
諸会費		60,000	
事務局運営委託費	月 20,000 円	240,000	
雑費		11,043	
管理費計			678,043
経常支出合計			1,688,043
当期収支差額			-388,043
前期繰越収支差額			388,043
次期繰越収支差額			0

V. 定款変更案

変更案（新）	現行定款（旧）
<p>第5条(事業)</p> <p>本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>① NPOに係る会計税務に関する調査研究。 ② NPOに係る会計税務知識の普及啓発。 ③ 会計税務専門家に対するNPOに関する知識の普及。 ④ NPOに係る会計税務に関する政策立案及び提言。 ⑤ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業。</p>	<p>第5条(事業)</p> <p>本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>① NPOに係る会計税務に関する調査研究。 ② NPOに係る会計税務知識の普及啓蒙。 ③ 会計税務専門家に対するNPOに関する知識の普及。 ④ NPOに係る会計税務に関する政策立案及び提言。 ⑤ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業。</p>
<p>第10条（役員）</p> <p>1. 本法人には、次の役員を置く。</p> <p>① 理事5名以上10名以内。 ② 監事1名以上2名以内。</p> <p>2. 理事の内、1名を理事長、<u>1名を専務理事、1名を事務局長とする。</u></p>	<p>第10条（役員）</p> <p>1. 本法人には、次の役員を置く。</p> <p>① 理事5名以上10名以内。 ② 監事1名以上2名以内。</p> <p>2. 理事の内、1名を理事長、1名を事務局長とする。</p>
<p>第11条（役員の選任）</p> <p>1. 理事及び監事は、会員（個人会員及び団体会員の第7条第3項により届け出た代表者）の内から総会において選任する。</p> <p>2. 理事長、<u>専務理事及び事務局長は理事の互選により選任する。</u></p>	<p>第11条（役員の選任）</p> <p>1. 理事及び監事は、会員（個人会員及び団体会員の第7条第3項により届け出た代表者）の内から総会において選任する。</p> <p>2. 理事長及び事務局長は理事の互選により選任する。</p>
<p>第12条（職務）</p> <p>1. 理事長は、本法人を代表し、その業務一切を統括する。</p> <p>2. <u>専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3. 事務局長は、理事会の決定に従って本法人の事務を統括する。</p> <p>4. 理事は、理事会の定めた各分掌業務を遂行する。</p> <p>5. 監事は、法第18条の職務を行う。</p>	<p>第12条（職務）</p> <p>1. 理事長は、本法人を代表し、その業務一切を統括する。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 事務局長は、理事会の決定に従って本法人の事務を統括する。</p> <p>3. 理事は、理事会の定めた各分掌業務を遂行する。</p> <p>4. 監事は、法第18条の職務を行う。</p>
<p>第13条（役員の任期）</p> <p>1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、<u>後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。</u></p>	<p>第13条（役員の任期）</p> <p>1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、<u>後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。</u></p>
<p>第17条（総会の招集）</p> <p>1. <u>総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。</u></p> <p>2. <u>総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示した書面又は電子メールを、開催日の2週間前までに発して行わなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

第 18 条以下へ 1 条ずつ繰り下がり	第 17 条以下
第 27 条（公告の方法） 本法人の公告は、 <u>事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ（http://www.npoatpro.org/）</u> に掲載して行う。	第 26 条（公告の方法） 本法人の公告は、 <u>官報</u> に掲載して行う。

【定款変更提案理由】

- 1) 第 5 条 「啓蒙」⇒「啓発」
より適切な言葉への変更である。実質的な事業内容の変更ではない。
- 2) 第 10 条 専務理事の新設
理事長と事務局長がそれぞれ福岡と札幌在住のため、中央省庁、公認会計士協会、税理士会、民間他団体等との連絡や渉外に関しては東京在住の理事が担当することが多い。その時に当法人を代表する立場であることが第三者から見ても明確になるよう、役職を新設するものである。現在は加藤俊也理事にお願いしている。
- 3) 第 11 条 専務理事の選任方法
専務理事の新設にともない、その選任方法を追加したものである。
- 4) 第 12 条 専務理事の職務
専務理事の新設にともない、その職務を追加したものである。
- 5) 第 13 条 任期伸長規定の新設
就任後 2 年を経過した役員が総会を招集する等するためには、単に「任期満了後においてもその職務を行う」旨の規定では不足で、明確に任期そのものを伸長する必要があることが明らかとなったので、文言を変更するものである。
- 6) 第 17 条 総会の招集に関する規定の新設
総会の招集方法が明確でなかったので新設するものである。
- 7) 第 27 条（旧第 26 条） 公告の方法の変更
官報に掲載するには費用面、手続き面でも負荷がかかること及びアクセスが容易という意味でもホームページの方がすぐれていることから変更することにしたものである。ただし、デジタルデバインドに考慮する必要があるので掲示場も併用することにした。

【改正後の定款】

特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク定款

2005/09/04 改正

第1章 総 則	
第1条（名 称）	本法人は、特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークと称する。略称をNPOATPROとする。
第2条（事 務 所）	本法人は、事務所を東京都文京区に置く。
第3条（目 的）	本法人は、NPOに関する会計税務の研究、普及、支援に関する事業を行い、もってNPOの健全な発展に寄与することを目的とする。
第4条（活動の種類）	本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表第17号に掲げる「前各号に掲げる活動（特定非営利活動）を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。
第5条（事 業）	本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 ① NPOに係る会計税務に関する調査研究。 ② NPOに係る会計税務知識の普及啓発。 ③ 会計税務専門家に対するNPOに関する知識の普及。 ④ NPOに係る会計税務に関する政策立案及び提言。 ⑤ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業。
第2章 会 員	
第6条（会 員）	本法人は、第3条の目的に賛同して入会した会員（個人又は団体）によって構成し、会員をもって法上の社員とする。
第7条（入 会）	1. 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。 2. 理事会は、前項の申込者が、本法人の目的に沿って第5条の事業に協力できると認める時は、正当な理由がない限り、これを承認しなければならない。 3. 団体たる会員は、団体の代表者として本法人に対しその権利を行使する者1名を定め、理事会に届け出なければならない。
第8条（退 会）	会員は、理事会に退会届を提出して、任意に退会することができる。
第9条（会 費）	1. 年会費については、別に会費規定を定める。 2. 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
第3章 役 員	
第10条（役 員）	1. 本法人には、次の役員を置く。 ① 理事5名以上10名以内。 ② 監事1名以上2名以内。 2. 理事の内、1名を理事長、1名を専務理事、1名を事務局長とする。
第11条（役員を選任）	1. 理事及び監事は、会員（個人会員及び団体会員の第7条第3項により届け出た代表者）の内から総会において選任する。 2. 理事長、専務理事及び事務局長は理事の互選により選任する。
第12条（職 務）	1. 理事長は、本法人を代表し、その業務一切を統括する。 2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。 3. 事務局長は、理事会の決定に従って本法人の事務を統括する。 4. 理事は、理事会の定めた各分掌業務を遂行する。 5. 監事は、法第18条の職務を行う。
第13条（役員任期）	1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2. 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それ

	<p>ぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p>
第 14 条（顧問）	<p>1. 本法人に顧問を置くことができる。</p> <p>2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。</p> <p>3. 顧問は本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。</p> <p>4. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>
第 4 章 会 議	
第 15 条（会議）	<p>1. 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。</p> <p>2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p>
第 16 条（総会）	<p>1. 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>2. 通常総会は、年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。</p> <p>3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。</p> <p>② 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。</p> <p>③ 監事が法第18条の規定に基づいて招集するとき。</p> <p>4. 次の事項は、総会の議決によらなければならない。</p> <p>① 理事及び監事の選任及び解任。</p> <p>② 定款の変更。</p> <p>③ 解散。</p> <p>④ 合併。</p> <p>⑤ その他の重要な事項。</p> <p>5. 理事会において議決した事項は、総会に報告しなければならない。</p>
第 17 条（総会の招集）	<p>1. 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。</p> <p>2. 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示した書面又は電子メールを、開催日の2週間前までに発して行わなければならない。</p>
第 18 条（理事会の構成）	理事会は、理事をもって構成する。
第 19 条（理事会の権能）	<p>理事会は、次の事項を議決する。</p> <p>① 総会に付議すべき事項。</p> <p>② 総会の議決した事項の執行に関する事項。</p> <p>③ 事業報告。</p> <p>④ 決算。</p> <p>⑤ 規定の制定及び改廃。</p> <p>⑥ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。</p>
第 20 条（議決）	会議の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。
第 5 章 会 計	
第 21 条（会計の原則）	本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
第 22 条（資産）	<p>本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</p> <p>① 設立当初の財産目録に記載された資産。</p> <p>② 会費。</p> <p>③ 寄付金品。</p> <p>④ 事業に伴う収入。</p> <p>⑤ 資産から生じる収入。</p> <p>⑥ その他の収入。</p>
第 23 条（事業年度）	本法人の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第6章 定款の変更、解散等	
第24条（定款の変更）	この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を経、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない（法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く）。なお、法第25条第2項の定めにかかわらず、この総会の定足数は不要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第25条（解散）	本法人の解散方法については、法第31条に定めるところによる。
第26条(残余財産の帰属)	本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会において出席した会員の過半数をもって決した、本法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。
第27条（公告の方法）	本法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ（ http://www.npoatpro.org/ ）に掲載して行う。
付 則	<p>1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。</p> <p>2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">理 事 長 赤 塚 和 俊</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局長 瀧 谷 和 隆</p> <p style="padding-left: 40px;">理 事 岩 永 清 滋</p> <p style="padding-left: 80px;">同 加 藤 俊 也</p> <p style="padding-left: 80px;">同 酒 井 興 子</p> <p style="padding-left: 80px;">同 鈴 木 秀 一</p> <p style="padding-left: 80px;">同 早 坂 毅</p> <p style="padding-left: 80px;">同 松 原 明</p> <p style="padding-left: 80px;">同 水 口 剛</p> <p style="padding-left: 40px;">監 事 中 村 元 彦</p> <p>3. この法人の設立当初の役員の任期は第13条の規定にかかわらず、成立後最初に開催される通常総会の日までとする。</p> <p>4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第18条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>5. この法人の設立当初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、成立の日から2004年6月30日までとする。</p> <p>6. この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。</p> <p>7. この法人の設立当初の事務所は、次の住所とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">東京都文京区根津1丁目19番14-201号</p>